



令和3年7月30日、福島地方裁判所郡山支部で、「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の判決期日が行われました。訴訟提起から約6年。判決を受けて、そして控訴に向けてのそれぞれの思いを、判決期日及び過去の写真を添えてお届けします。



原告団長 今野 秀則 さん

提訴後約6年の闘いに地裁判決が下された。原発事故のため長期の避難生活を強いられる中、県内外に離散した住民が一致団結して勝ち取った判決は感慨深い。だが、心から願う原状回復の請求は退けられた。許容すれば、地図から「ふるさと津島」が消滅するのは確実だ。いかに国の政策であろうと、国土を失い地域丸ごと消滅する事態が許されていていいはずはない。



↑ 第一次提訴決起集会の様子

判決は、私たち住民が美しい自然環境のなかで助け合い、喜び、生きがいをもって生活していたことや、事故のために過酷な被害を被っている事実を丁寧に認定した。地裁判決を踏まえ、控訴審ではさらに団結を強めて闘い抜き、いわば「レコンキスタ(国土回復=地域の復興再生)」を何としても叶えたい。そこでこそ、私たちは自己実現が全うできるのだから。



共同代表 弁護士 高橋 利明

本件の原子力発電所の本質的な危険性、被害の重大性、そして、予見可能性。福島第一の安全系設備の耐津波の脆弱性、事故の回避可能性については、ほぼ原告らの主張のおりの判示を勝ち取ることができた。

今夏、判決を待ちながら、被告国の最終準備書面をめくっていて、「何だ、この主張は？」と思うところに幾つか気付いた。被告国は反省をせずに、こんな主張を控訴審でも続けてくるのだろうか？

そうであれば歓迎して顔面パンチをお見舞いしたいものだ。早く被告国の控訴理由書を見たいものである。頭の体操をやっているが、津波に関する理学的な知恵があると、もう少しはっきり見通しが立つ。その際には、弁護団各位のお力添えを願いたい。





共同代表 弁護士 大塚 正之

本判決が示したのは、原告らの損害内容は原陪審が示す交通事故の損害とは全く性質の異なるものであり、原陪審の基準は何らの規範性も持たないこと、損害の実態を明らかにしたうえで損害額を評価すべきだとしたことです。しかし、その損害の実態からすれば、金銭賠償では何も解決しないことは明らかです。控訴審では、除染は可能であり、除染が終了するまで損害の発生は続くこと、事故を起こした国及び東電には加害者として除染義務があることを認めさせる必要があります。また、除染を求めるとともに、更に除染費用も原賠法3条の損害の一部であるとして、除染に要する費用も具体的に算定し、損害として主張して行きたいと思います。

共同代表 弁護士 小野寺 利孝

提訴以来の私たちの闘う武器は、「原・弁・支の団結」でした。

7・30判決を機に、「国・東電株の法的責任を断罪する司法判断」という強力な武器を新たに手にしました。今後は、この「武器」を最大限活かし、一つは、仙台高裁の「法廷」内外の闘いでより優れた「判決」を獲得することを目指し、短期集中の闘いに挑むこと。もう一つは、「政治」の場での新たな闘いに挑むこととなります。この2つの闘いを勝利する鍵は、「ふるさと津島を必ず取り戻す！」という原告団の皆さんの悲願と決意への世論の支持がより高まることです。これまでの闘いで蓄積して来た成果に確信を持ち、引き続き団結して法廷内外の活動に邁進しようではありませんか。



共同代表 弁護士 原 和良

「もし君たちが弁護士として悔いのない人生を送りたいのなら、君たちは時代の苦悩の中に身を置かなければならない」これは、アメリカの最高裁判事であったホームズ裁判官の言葉です。福島原発事故が起き、福島県の住民の皆さんが避難生活を強いられている姿を見て、頭に浮かんできた言葉です。津島の裁判は、原告のみなさんの権利救済であるにとどまらず、これからの人類のあり方、日本の将来にとって大事なたたかいであるだけでなく、同じ方向を向いてこの裁判に関わる私たち弁護士にとっても、一人一人の生き方を問われる裁判です。悔いのないたたかいを仙台でも一緒に作っていきましょう。

事務局長 弁護士 白井 劍

「小さな地域の裁判だけど大きな意味があるんだね」。ある原告がしんみり語った言葉です。彼女のいう「この裁判の大きな意味」を7・30判決は天下に示しました。国と東電の責任を明快に認めました。コロナ禍とオリンピックに紙面を埋め尽くされたにもかかわらず、県内外の各紙がこの判決をとり上げました。信濃毎日新聞は社説で、「国と東京電力は重く受け止めねばならない」と述べました。さあ、原状回復の実現に向け法廷内外の取り組みを強めるときです。私たち津島原告団・弁護士団は、国と東電という巨漢を相手にがっつり四つに組んで、堂々と横綱相撲をとっているのです。団結を固め、力をふりしぼってこの巨漢を打ち倒しましょう。



大学教員 梶原 健嗣

判決は違法性の判断枠組みで、被害の重大性と国の責任を最大限重視する判断を提示した。毎回の原告意見陳述、現地進行協議などが、事実の直視こそ「法の正義の原点」ということを再認識させたがゆえの判示だったと思う。ただ足りなかった部分が、責任論でも損害論でも、「数歩」ある。それを克服するのが控訴審だ。

大学教員 長島 光一

判決は詳細な事実認定で進歩的な判断もありましたが、いま一步のところでは法の理屈の壁に阻まれました。判決のよい部分を武器に控訴審で乗り越えましょう。東京の学生の多くも津島の原告団に共感し応援しています。



弁護士 山田 勝彦

地裁判決は、厚い事実認定をしてくれました。ただあと一步勇気が足りませんでした。時代はどんどん進んでいます。裁判所も時代に合わせた進化が必要です。新たな時代にマッチした勇気ある判決を高裁に期待します。



弁護士 嶋田 久夫

「いざ行かん！更なる前進を求めて仙台へ！！」舞台を移した杜の都での攻防も厳しいものが予想されますが、それに備えて、心身をしっかりと整えて望みたいと思います。



↑合宿の打ち上げの集合写真

弁護士 若松 利行

今回の判決は、原発事故で奪われた津島での生活を取り戻すための大きな一歩となりました。控訴審では原状回復に向けてさらに歩みを進め、財物賠償・ADRの手続でもこれに続き前進できるよう力を尽くしていきます。

弁護士 大野 俊介

これまでの努力の積み重ねが今回の地裁判決につながりました。次は、元の津島の姿を取り戻す原状回復です。皆様と一緒にこの高いハードルも乗り越えたいと思います。一緒に努力を積み重ねていければ幸いです。



弁護士 飯塚 皓

私が弁護士登録当初から取り組んでいる事件がこの津島の事件です。弁護団立ち上げ前から会議に参加した事件の判決の旗出しをさせていただき、感慨深いものがありました。今後も闘いが続きますが、頑張って参ります！

弁護士 磯部 たな

津島の訴訟には最初の頃から参加させていただいており、弁護士人生と同じ年数関わらせていただいていることとなります。判決を受け控訴へ進むとは感慨深いものがあります。微力ながら引き続きよろしくお願ひします。

弁護士 岡崎 槇子

山はまだそこにある。川も待っている。ふるさとは思う。ここにいた人間はどうした。まだ戻らないのか。第一審の成果は、ふるさとの意義を認めてもらったことです。さあ、手を携えて行こう、「ふるさと」へ続く道へ。



↑裁判集会で披露していただいた伝統芸能

弁護士 河 景浩

2015年の夏、私ははじめて津島を訪れました。山の緑と晴れ渡る夏空のなか、誰もいない津島の町を歩きました。原告の方から「暑い日の湧水がうまかった」と伺いました。また湧水が飲める日をあきらめず頑張ります。



弁護士 菊間 龍一

世間の見方は変わってきています。当初は訴訟に対する心無い言葉を恐れた方もいました。しかし、今は全国で被害者が「ふるさとを返せ」と声をあげられます。控訴審でも世論を味方につけて堂々と戦っていきましょう！



弁護士 鮫島 千尋

事故から10年、提訴から6年。長く大変な闘いが続いています。弁護団は誰もあきらめていません。今回の判決を我々の力に変えて、津島を取り戻すために皆さんと共に頑張りたいと思います。

弁護士 西沢 桂子

ネット署名は、8月1日までで合計810筆でした。海外からも署名が届いており、この裁判は、日本だけでなく世界中が注目していると言えます。控訴審では原状回復を勝ち取れるよう、引き続き全力で尽力します。

弁護士 三井 睦貴

仙台高裁では、皆さんが「ふるさと」津島に帰ることができるよう、原状回復を含め、改めて頑張っていきたいと思います。引き続きどうぞ宜しくお願いいたします！

弁護士 大木 裕生

「勝訴」という旗を出せたのは、これまで長年一緒に戦ってくれた津島原告団の皆様のおかげです。津島で通算5回目の「旗出し」で、いずれも内容は勝ち判決でした。高裁でもこの「勝ち癖」を維持したいです！！



↑ 検証（現地進行協議）の際の様子



弁護士 澤藤 大河

事故回避の可能性が十分にあったことが認められたことはうれしいですが、原状回復が認められなかったことは残念でなりません。汚したらきれいにしろという当たり前のことが認められるよう控訴審でも頑張りましょう。

弁護士 小林 芽未

現地進行協議から津島訴訟に参加しました。津島の地で、実際に津島の文化、自然等々に触れ、このままにはいけない、最後まで戦いたいという気持ちになり、地裁判決を受けた今その思いは一層強まっています。



原告さんが裁判集会でいつも美味しいお昼ご飯を用意くださいました。ありがとうございます！↑



事務局 池田 佳子

次代の子どもたちのために裁判勝をめざす人々の仲間に加わることが出来て、ありがたいことと感謝しています。仲間がいることは力が何倍にもなります。一人ではありません。頑張りましょう。



↑裁判期日の度に行ってきたデモ行進。判決期日は、コロナ禍でシュプレヒコールはできませんでしたが、参加者は各々の心の中で色々な思いを抱きながら歩きました。

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階

電話：03-6273-0079 メール：genpatu.tsm@gmail.com 事務局 池田 佳子